

令和5年3月22日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年3月22日
(2) 事業者の氏名又は名称	海浜観光自動車株式会社（法人番号：2040001053751） 代表者 鎌滝 雅紳
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県市原市平蔵字西元宿1862-1 （本社営業所） 千葉県長生郡長南町豊原字御所谷1341-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月15日及び令和4年6月24日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)